

第三号議案

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ができる」を「とすることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

4 区長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であつて、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）

二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る区の補助を受けているもの

第十六条第二項第四号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「付則第二条第二項において同じ。」を削る。

第四十五条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、区長が適当と認めるもの（付則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第二条第二項中「（第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

付則第三条中「家庭的保育事業者等」の下に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第六条」を「第六条第一項本文」に、「五年」を「十年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の改正に伴い、連携施設の確保を不要とする特例を定めるとともに、連携施設の確保に関する経過措置の期限を五年延長するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。